

## 1. 議事日程

(平成16年第4回安芸高田市議会12月定例会第12日目)

平成16年12月24日  
午後1時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第92号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第93号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第94号 安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 発議第16号 北方領土問題の解決促進を求める意見書について
- 日程第6 発議第17号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する意見書について
- 日程第7 認定第4号 平成15年度吉田町一般会計決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 平成15年度吉田町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 平成15年度吉田町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 平成15年度吉田町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 平成15年度吉田町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 平成15年度吉田町小型合併処理浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第10号 平成15年度吉田町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第11号 平成15年度八千代町一般会計決算の認定について
- 日程第15 認定第12号 平成15年度八千代町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第13号 平成15年度八千代町老人保健特別会計決算の認定について

- 日程第 1 7 認定第 1 4 号 平成 1 5 年度八千代町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 5 号 平成 1 5 年度八千代町特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 6 号 平成 1 5 年度八千代町農業集落排水事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 7 号 平成 1 5 年度八千代町根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 8 号 平成 1 5 年度美土里町一般会計決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 9 号 平成 1 5 年度美土里町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 3 認定第 2 0 号 平成 1 5 年度美土里町老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 4 認定第 2 1 号 平成 1 5 年度美土里町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 2 号 平成 1 5 年度美土里町農業集落排水事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 6 認定第 2 3 号 平成 1 5 年度美土里町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 2 4 号 平成 1 5 年度高宮町一般会計決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 5 号 平成 1 5 年度高宮町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 9 認定第 2 6 号 平成 1 5 年度高宮町老人保健医療特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 7 号 平成 1 5 年度高宮町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 8 号 平成 1 5 年度高宮町飲料水供給施設特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 2 認定第 2 9 号 平成 1 5 年度高宮町農業集落排水事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 3 認定第 3 0 号 平成 1 5 年度高宮町川根診療所特別会計決算の  
認定について

- 日程第 3 4 認定第 3 1 号 平成 1 5 年度高宮町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 3 5 認定第 3 2 号 平成 1 5 年度甲田町一般会計決算の認定について
- 日程第 3 6 認定第 3 3 号 平成 1 5 年度甲田町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 7 認定第 3 4 号 平成 1 5 年度甲田町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 3 8 認定第 3 5 号 平成 1 5 年度甲田町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 9 認定第 3 6 号 平成 1 5 年度甲田町農業集落排水事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 4 0 認定第 3 7 号 平成 1 5 年度甲田町特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 4 1 認定第 3 8 号 平成 1 5 年度甲田町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 4 2 認定第 3 9 号 平成 1 5 年度向原町一般会計決算の認定について
- 日程第 4 3 認定第 4 0 号 平成 1 5 年度向原町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 4 4 認定第 4 1 号 平成 1 5 年度向原町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 4 5 認定第 4 2 号 平成 1 5 年度向原町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 4 6 認定第 4 3 号 平成 1 5 年度向原町農業集落排水事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 4 7 認定第 4 4 号 平成 1 5 年度向原町公共下水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 4 8 認定第 4 5 号 平成 1 5 年度向原町介護サービス特別会計決算の  
認定について
- 日程第 4 9 認定第 4 6 号 平成 1 5 年度高田地区消防組合一般会計決算の  
認定について
- 日程第 5 0 認定第 4 7 号 平成 1 5 年度高田郡衛生施設管理組合一般会計決算の  
認定について
- 日程第 5 1 認定第 4 8 号 平成 1 5 年度高宮町美土里町火葬場組合一般会計決算の  
認定について

- 日程第 5 2 認定第 4 9 号 平成 1 5 年度安芸たかた広域連合一般会計決算の  
認定について
- 日程第 5 3 認定第 5 0 号 平成 1 5 年度安芸たかた広域連合介護保険  
特別会計決算の認定について
- 日程第 5 4 認定第 5 1 号 平成 1 5 年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第 5 5 認定第 5 2 号 平成 1 5 年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 5 6 認定第 5 3 号 平成 1 5 年度安芸高田市老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第 5 7 認定第 5 4 号 平成 1 5 年度安芸高田市介護保険  
特別会計決算の認定について
- 日程第 5 8 認定第 5 5 号 平成 1 5 年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の  
認定について
- 日程第 5 9 認定第 5 6 号 平成 1 5 年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 6 0 認定第 5 7 号 平成 1 5 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 6 1 認定第 5 8 号 平成 1 5 年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 6 2 認定第 5 9 号 平成 1 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 6 3 認定第 6 0 号 平成 1 5 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 6 4 認定第 6 1 号 平成 1 5 年度安芸高田市飲料水供給事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 6 5 認定第 6 2 号 平成 1 5 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について

2 . 出席議員は次のとおりである。( 2 2 名 )

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 明 木 一 悦 | 2 番 | 秋 田 雅 朝 |
| 3 番 | 田 中 常 洋 | 4 番 | 加 藤 英 伸 |

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 5番  | 小野剛世  | 6番  | 川角一郎 |
| 7番  | 塚本近   | 8番  | 赤川三郎 |
| 9番  | 松村ユキミ | 10番 | 熊高昌三 |
| 11番 | 青原敏治  | 12番 | 金行哲昭 |
| 13番 | 杉原洋   | 14番 | 入本和男 |
| 15番 | 山本三郎  | 16番 | 今村義照 |
| 17番 | 玉川祐光  | 18番 | 岡田正信 |
| 19番 | 渡辺義則  | 20番 | 亀岡等  |
| 21番 | 藤井昌之  | 22番 | 松浦利貞 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 15番 | 山本三郎 | 16番 | 今村義照 |
|-----|------|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

|        |       |                   |       |
|--------|-------|-------------------|-------|
| 市長     | 児玉更太郎 | 助役                | 増元正信  |
| 収入役    | 藤川幸典  | 参事                | 小野豊   |
| 総務部長   | 新川文雄  | 自治振興部長            | 田丸孝二  |
| 市民部長   | 廣政克行  | 福祉保健部長兼<br>福祉事務所長 | 福田美恵子 |
| 産業振興部長 | 清水盤   | 建設部長<br>兼公営企業部長   | 金岡英雄  |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 教 育 長     | 佐 藤 勝   | 教 育 次 長 | 杉 山 俊 之 |
| 消 防 長     | 村 上 紘   | 八千代支所長  | 平 下 和 夫 |
| 美土里支所長    | 立 川 堯 彦 | 高宮支所長   | 猪 掛 智 則 |
| 甲 田 支 所 長 | 武 添 吉 丸 | 向原支所長   | 益 田 博 志 |
| 総 務 課 長   | 高 杉 和 義 | 財 政 課 長 | 垣 野 内 壯 |

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 5 名 )

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 増 本 義 宣 | 事 務 局 次 長 | 光 下 正 則 |
| 議 事 調 査 係 長 | 児 玉 竹 丸 | 書 記       | 国 岡 浩 祐 |
| 書 記         | 倉 田 英 治 |           |         |

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 それでは、おはようございます。  
時間が参りましたので、ただ今から。  
ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

増本議会事務局長 議長。諸般の報告をいたします。  
市長より、3千万以上、1億5千万円未満の工事請負契約の締結について  
の報告がありました。写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承  
下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1  
5番山本三郎君及び16番今村義照君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第92号 工事請負契約の締結について

松浦議長 日程第2、議案第92号、工事請負契約の締結についての件を議題とい  
たします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第92号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上  
げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する  
条例第2条の規定に基づき、特別養護老人ホームかがやき、これは仮称  
でございますが、の新築工事を、株式会社砂原組と請負契約を締結するこ  
とについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを  
申し上げます。

小野参事 議長。

松浦議長 この際、担当参事から要点の説明を求めます。参事、小野豊君。

小野参事 はい。失礼します。特別養護老人ホームかがやき、仮称でございますが、  
これの新築工事の工事請負契約の締結について、要点のご説明をさせてい  
たいただきます。

特別養護老人ホーム、仮称かがやきの新築工事につきましては、今月1

7日に指名業者8社による入札を執行いたしております。その結果、砂原組が8億5千890万円で落札し、今月21日に仮契約をいたしておるところでございます。なお、予定価格につきましては8億8千200万円でございます。また、工期につきましては、議会の議決の翌月から平成17年12月26日といたしております。

入札の方法でございますが、金額が5億円以上10億円未満ということでございまして、公募型指名競争入札をいたしております。公募の条件を11月29日に公告いたしておりますが、その中の参加資格といたしましては、建築一式工事のA各付けのもの内、経営審査の総合評点が1300点未満のものということでございます。また、営業所を広島県内に有するものという社でございます。これに該当する社は、現在安芸高田市に指名願いを出されている会社は41社でございます。その内、入札を希望する申込みは11月29日を期限といたしておりましたが、8社ございました。その8社を審査の結果、12月1日に8社全社を指名させていただいた状況でございます。

次に、建物の概要について概略説明させていただきます。

議案書の裏に資料が付いておりますので、それを参考にさせていただければと思います。

工事場所でございますが、向原町戸島でございまして、向原町総合福祉センターかがやきに併設するものでございます。鉄筋コンクリート3階建てでございまして、延べ床面積3,894.79平米でございます。PH階といたしまして、これは屋上のエレベーター塔などが主なものでございますが、64.58平米、3階、2階同じ面積でございますが、1,431.10平米でございます。1階が968.01平米でございます。合計が3,894.79平米となっております。付帯工事といたしまして、外構工事一式でございます。設備工事といたしましては電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式、空調換気設備工事一式でございます。なお、この中には特殊浴槽、これにつきましては補助金体系が別な体系となっておりますので、金額明示の必要がございますので、別途発注とさせていただきます。また先ほど言いますように、これは現在の総合福祉センターに併設し、連結をいたしますが、一部総合福祉センターの取り付け部分の改修が必要になるかと思っております。この部分につきましても現在この工事の中に入っておりません。

施設の概要でございますが、3階、2階とも30の居室がございます。1階につきましては会議室、多目的ホール等々が主な部屋となっております。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより議案第92号、工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第93号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第3、議案第93号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第93号、議案名が安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、現在吉田町西浦地区へ建設を進めております、吉田温水プールが近日中に完成いたし、運営を開始するに伴いまして、特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正して、同施設の所長を非常勤特別職として設置するものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第93号の要点のご説明を申し上げます。吉田温水プール所長の報酬を規定するために、この改正安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

吉田温水プールは、現在建設工事中でございますが、来年の1月20日の工期で完成する予定でございます。そのために所長を置いて管理運営等の準備をしていきたいと考えております。

報酬の月額につきましては別表第2条の関係でございますが、他の施設、

また施設の所長さん、また館長さんの同額の19万円に定めるものでございます。別表の吉田運動公園所長の項の次に、次の項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。以上で要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 後ほど設置管理条例の議案もあるわけですが、それとも関係する部分もありましょうけども、そもそもサッカー公園との関係も含めて、この一体的な施設を運営していくという方針だというふうには思いますけども、そういった観点からして別途こういった所長を設けるといふことの意味をですね、もう少し詳しく、運営方針あるいは今後のそれぞれの施設の長としての役割、そういったものを詳細に説明をお願いしたいと思います。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 次の94号におきまして、安芸高田市吉田サッカー公園整備管理条例の一部を改正する条例の中でも記述をさせていただいておりますけども、旧吉田町の計画時点の中からですね、西浦地域の一体をサッカー公園という、ある程度の総合的な計画を樹立をいたしておりました。そういう関係で施設につきましてはですね、その1つの条例に基づきまして2つの管理条例を合体をさせていただいております。そういう関係でサッカー公園の、現在ありますサッカー公園、また今回設置されます吉田温水プール、それぞれの施設をもって管理するという状況でございます。そういうことで、責任者をですね、そこに配置する今回の非常勤の設置でございます。

ただ、今後におきます運用等につきましてはですね、ご指摘いただきますような総合的な管理運営をもう少し検討させていただいてですね、総合的なかたちで管理ができるような方法も必要ではないかなと思っております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 先ほどの同僚議員の質問も考えてたんですけど、ちょっとそれとは観点を変えてですね、この今回決められました月額19万円というのは、何を根拠に出されたということとですね、それからプールと言えはですね、やはり人命に関わる部署なんですけど、本当に所長という立場でそれらの責任をですね、非常勤で受けるということが良いのかどうか。この報酬額についてもですね、それだけの責任を持たれるのか、その辺りどのようにお考えか、お伺いします。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この19万円の額の確定でございますが、要点のご説明でもご説明させていただきましたように、当初安芸高田市、そうした周辺、いろんな施設につきましてはですね、非常勤特別職の公民館長また吉田運動公園、そういう非常勤の職で設置させていただいております施設につきましては、非常勤の19万円ということでございますので、その同額を今回提示をさせていただいたところでございます。

それと、今後の当然管理等の状況もでございますが、非常勤の職で管理ができないかどうかということについては、今日のこうした状況の中ではですね、正規な職員ということまでの配列、配置はですね、なかなか難しいんじゃないかなと思っております。

ただ、このプールの運営につきましてはですね、やはり人命等のかたちもでございますし、いろんなかたちのリハビリ、またそういうことがございますので、今後におきましては所管の部の方で、いろんな角度の中で検討をさせていただいてですね、より多く利用できるような体制は保たれるようなことも検討が必要ではないかなと思っております。以上でございます。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。それではですね、1点だけ、所長の責任をですね、説明をお願いします。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 所長の責任もですね、当然こうした現在でも総括管理をしております公共施設の管理、吉田サッカー公園、またこうした運動公園につきましては、全体的な管理運営に伴いますですね、条例に基づいた基本の管理体制と、またそれに伴います付随する規則を設置させていただいてですね、総合的な運営管理ができるような職務を総括管理をするという職になろうかと思っております。以上でございます。

松浦議長 他にありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより議案第93号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 暫時休憩を取らせていただきます。

~~~~~

午後 1 時 1 6 分 休憩

午後 1 時 1 9 分 再開

~~~~~

日程第 4 議案第 9 4 号 安芸高田市吉田サッカー公園設置及び  
管理条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長 休憩前に引き続いて、再開いたします。

日程第 4、議案第 9 4 号、安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 9 4 号、議案名が安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、現在吉田町西浦地区に建設をしております、来年 1 月に工事を完成を予定しております吉田温水プールの設置及び管理に関するものでございます。この施設につきましては、既設の吉田サッカー公園と一体的な整備を図っております関係から、安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の中に、吉田温水プールに関する設置及び管理を組み入れた条例として変更しようとするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

杉山教育次長 議長。

松 浦 議 長 教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 それでは、議案第 9 4 号、安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の要点説明を申し上げさせていただきます。

一部改正の内容でございますが、説明関係資料を配付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

説明関係資料の中に、左側が改正前のサッカー公園の条例でございます。右側が温水プールを含めた改正後の内容でございます。改正前の網掛けになっております部分を改正したものであります。

まず、条例の題名を吉田サッカー公園から吉田サッカー公園及び吉田温水プールに改めさせていただいております。次に、この条例中、各条のサッカー公園とあるものは、サッカー公園等施設に改めております。第 2 条を改めまして、表をつくりまして、位置を名称と位置に定めております。表の 2 番目に名称を吉田温水プールに、位置を吉田町西浦 3 4 0 番地の 1

を表記をいたしております。第6条の関係でございますが、開園時間を吉田温水プールは午後9時までとするという規定を挿入しております。

次に、めくっていただきまして第10条でございますが、使用料の関係でございます。第2項を設けまして使用料は指定管理者の収入として収受させるという項目を入れさせていただいております。

次に別表でございます。めくっていただきまして、10条関係の別表でございますが、この別表に第4項を設けまして表を挿入しております。プールの関係でございますが、個人で使用する場合、1人1回につき18才未満が200円、それから18歳以上が400円で区分をしております。それから、プールは25メートルの6コースの広さでございますが、そのコースを占用的に使用する場合の使用料でございますが、1コース2時間までが千円、それから2時間を超え超過1時間までごとに400円としております。なお、1コースの占有使用は5人以上の場合としております。

それから次に、プールの回数券で割引の関係でございますが、11枚を18歳未満2千円と18歳以上が4千円にしておりまして、それぞれ1回分安くしております。

次にトレーニング室の使用料でございますが、4時間までを千円にしております。また、トレーニング機器の使用につきましては追加ごとに100円としております。

その下に備考といたしまして1時間に満たない場合は1時間とする。それから冷暖房を使用する場合は2割を加算するものであります。それからまた、プールのコースの占有使用は5人以上とさせていただいております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございまして、適用区分として使用料は平成17年4月1日から適用するという規定でございます。

以上で、要点の説明を終わらせていただきます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 トレーニング室のですね、4時間までが千円でトレーニング機器が1時間ごとに100円ということは、これはトレーニング室でトレーニング機器を使ったら、千100円1時間でかかるということでしょうか。それともトレーニング、これちょっとはつきりよく分からないのが1点あるのですね、この条例の中でサッカー公園とこのプールという位置づけはちょっと違うと思うんですね。やはり水を使って非常に安全管理が大切なことじゃないかなと思うんです。それはやはりプールにおけるですね、事故というのは付き物で、やはりこの条例の中でですね、例えば監視員を何人付けるかとかですね、その辺りの項目を増やした方がいいんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 トレーニング室とトレーニング機器につきましては、別々の考え方でございます。部屋を利用する場合は千円と、4時間までが千円と。機器につきましてはその機器、1時間ごとに100円をいただくという別々の考えで理解をお願いしたいと思います。

それと、プールの維持管理の安全上の問題でございますが、この条例、サッカー公園と併せた条例にしておりますが、管理につきましては指定管理者制度において、一応サッカー公園、あるいは吉田の運動公園は吉田町の地域振興事業団へ委託しておりますけど、このプールにつきましてもですね、指定管理者制度によって維持管理の方をお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。監視体制等につきましては等はずね、事業団の方で監視人あるいは受付とか、それからプールサイドの監視人等は雇用いただきまして、そこでやっていただくと。それで4月1日までは委託業務をお願いしております、プールの管理あるいは温水の管理等ですね、そこらの関係を精通してもらおう職員さんを雇用していただくようにですね、今からお願いするようにしておるわけでございまして、そういう監視人の資格等につきましてもですね、事業団の方へそういう資格を持った人を雇用していただくように、今からお願いをする準備をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 指定管理者が事業団ということなんですけど、非常に先ほどからすいません、事故のことが懸念されとるんですけど、安全面の確保というのは大事なことで、そこにおけるですね、1点最終的な責任問題が起きたときには、その委託業者が事業団ですね、この場合は、事業団が受けるのか、それともここで言われてます市長若しくは教育委員会の方が取られるのか、この辺りはどのようにしておるのでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 3月までは、一応試運転と同時に無料開放で市内の市民さんにご利用願いたいということでございまして、先ほど所長の非常勤嘱託のあれですが、あれは教育委員会から委嘱をさせていただくという関係でございますんで、責任は市なり教育委員会の責任でさせていただくわけでございますけど、4月以降はですね、所長を含めて事業団の方へお願いするという、まだ決定はされておられませんけど、そういう考えでございますんで、仮にそういうことになった場合は事業団が責任を持っていただくというふうに考えております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。このプールについては先般にも何かの機会に運営についてという

ことでお伺いしたことがあるかと思えますけど、まだ時期が早いということで十分な計画がなされていないというようなお答えもあったと思いますが、先般も現地の方を視察へ行かせてもらいまして、かなり施設の方も完成間近ということで、着々と準備の方は進めておられると思いますが、そういった状況の中で今後の運営をしていく上においてのですね、いわゆる収支、使用料をどのくらい目論んでランニングコストをどのくらい考えていくのか。今の明木議員の質問にもございましたように、業務を委託するという事ですから委託料も、当然ある程度の方向というものが出されていると思いますが、そこらのことをまず1点お聞きしたいということと、先般現地の視察の時に、公認のプールとするんだというふうな話も聞いたと思うんですが、25メートルのプールで公認はあまり必要じゃないかというような、議員の間でも話がありましたが、この公認のプールとしての1年間の管理するための費用と言いますかね、公認手数料とかいろいろそのための管理費用が当然要ると思いますが、そこらについてどの程度公認を取っていくにあたっては必要なのか、その点がまず2点目。

それから、今明木議員も少し具体的に使用料のところでも聞かれましたけども、トレーニング機器が1時間ごとに100円ということですが、当然いろんな機器が何種類か入ってくるんだというふうに思いますが、それがどのくらいのものが入るのか。そうすることによってトレーニングによってはサーキットトレーニングとあって、いろんな機器を順次使っていくようなトレーニングも当然あるわけですから、そういった場合の1時間で使っていく場合もあるかもわかりませんが、30分ぐらいのサーキットのトレーニングでそれぞれの機器を使っていくという場合のあらうと思うんですね。そういった場合、今後細かく検討されると思いますが、そういったことも想定されて検討されておるのかどうか。もし検討されていないのであれば、今後そこらもしっかり検討する必要があるということで、3点目をお聞きします。以上です。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 収支の関係でございますけど、初めての事業でございますので、どのぐらいの集客数が入るかということについては、未知数でございますけど、一応試算をした関係でございますが、大体大人として1万8千人あまり、それから子どもが約7千人あまりで一応試算をしておりますので、その収支でございますが、600万円あまりというふうに考えておるわけでございます。経費の方は約4千5、600万円というふうに試算をさせていただいております。なお、これの試算につきましてはですね、県立の広島、三次公園のプール、あるいは黒瀬町の温水プール等を視察いたしまして、それらの状況等の関係で数値の方は出させていただいておりますし、利用料の関係につきましてはですね、やはり当初からなかなか集客力がないのではないかと。数年後になりますと、大体倍ぐらいの収益が入ってくるのではなからうかという考えでおるわけでございます。

トレーニング機器の種類でございますけど、今吉田町においては吉田運

動公園にもありますし、それから吉田サッカー公園にもプロ用の機器が多数入っております。この温水プールに設置いたします機器につきましては、高齢者用とかですね、他の施設にない機器を導入したいというふうに考えております。利用者が共同して同じような施設へ同じようなものは設置はしたくないと。要は女性用、あるいは高齢者用の機器を導入したいというふうに考えておるわけでございます。

それから利用の時間制限があるかどうかということでございますが、今のところはまだ検討中ではございますが、一応機器の利用については時間制限なしというふうに考えておるところでございます。以上、説明の方、終わります。

失礼しました。公認につきましてはですね、一応公認仕様のプールを建設されておりますんですが、公認での試合とか競技とかということにつきましては、今後新たなことをですね、今から考えていく。まだそこまではできませんが、一応仕様の方は公認ができる仕様になっておりますので、そういう方向でも今後計画をしていきたいというふうに考えております。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。大体の試算は分かりましたが、当然、年間2万5千人ということですよ。ということは、1日700人ぐらいですか、30日ぐらいにしても。計算機がないので分かりませんが、大体そんなもんかなという計算を今しましたけども、700人という数が毎日はいるということは、どんなふうな対象者を求めているのか、そういったことも含めて本当に原理的な数字なのかなと思いますけども、そこらがどういった根拠でそんなふうなものが出てきたのか、もう少し詳しくお聞きしたいということと、その対象も含めて高齢者とかそういったものも、今言葉の中に出てきましたけども、そういった者に向けたような機器をとということでございますが、そうすると当然、ある程度管理をしていく指導員というんですかね、そういったものも要ろうと思うんですが、そういったことも含めた4千5、600万の経費なのか、あるいは4千5、600万の中の先ほどの地域振興財団ですかね、あそこに対する委託料というのをどれくらい見込んでおられるのか、そこらをもう少し詳しくお聞きしたいということと、先ほどのトレーニング機器の時間制限を設けるかどうかということではなくて、使用するにあたっては機器をそんなに1時間も使うことはないんで、100円ですからね、安いと言えば安いんですけども、何種類かの機器を総合して1セットでいくりにするということも今後必要じゃないかなという意味でお伺いしたんで、そこら今後検討していただければいいと思うんですが、そういった意味でお聞きしたものです。

先ほど何点が聞いたことについての答弁をお願いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 今の利用者につきましてはですね、あくまでもこれは他のプール等を見させていただいて、そういう流れで一応資料の方はつくっておりますけど



も、考えられますのは午前中はやはりお年寄りとかですね、のような高齢者ですね、それから午後は子どもたちとか、高齢者以外とかですね、これは市内だけでなしに、その周辺の市町村からも何人か来ていただけるのではなかろうかというような関係も含めまして、そういうようにしておりますし、また各小中学校の児童、生徒にもある程度温水プールを利用した体育等も取り入れていきたいというふうにも考えております。

人数については確定したものではありません。1年間やってみてですね、その人数についてもある程度修正もあろうかと思っておりますけども、一応試算としてはそういう考えでおるということでご理解をいただきたいと思っております。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 これ以上は言いませんけども、かなり大きな投資をするわりには大ざっぱな運営計画だなという気がして、どうなんかなと思っておりますけど、教育長、今後まだ時間がありますんで、しっかりそこらへんの方針を立ていただいて、スタートの時から目標を持った運営をしていただいて、1年間やってみてということになれば、やはり目標がなかったら結果として反省もできないと思っておりますんで、スタートラインにはしっかりとした目標数値も含めてですね、現実的なものをしっかり捉えていただいて、そのことによって1年間運営すると。その結果どうだったかということをしかり把握をしていただいて、やはりこれはお金を儲けるところではありませんけども、総務部長、財政が厳しいという話をされますし、我々もそういう認識の中でこういった検討をしていくわけですから、そこらでせっかくいろんな部分で財政をきちっとやっていくという話の中で抜けるところがあったんでは意味がないと思っておりますんで、そこらをしっかり担当部署としての教育長、やはり方針を出した上で取り組んでいただきたいという思いがしております。

松浦議長 答弁を許します。教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。ただ今ご指摘いただきましたことについては真摯に受け止めて、入場者等につきましても他の施設等ともう少しですね、精査をする中で、本当に現実に則したものにしていきたいと思っておりますけれども、温水プールというものは、安芸高田市の中で初めてできる施設でございますので、少しでも宣伝を多くさせていただいて、多くの方が健康で、しかもスポーツを楽しむと。生涯学習の一環としても有効に活用するように努力して参りたいと思っております。よろしく申し上げます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

藤井議員 議長。

松浦議長 21番、藤井昌之君。

藤井議員 2点ほどお伺いをいたします。1点目はこの温水プール、いわゆるサンフレッチェ広島との関わりがどうなるのか。今、サッカー公園につきましては、サンフレッチェ広島のマザータウンとしてですね、年間3千500

万の契約をしていただいておりますけども、この温水プールについて、この3千500万の中で、いわゆる契約をしていくのか、それとも若干上乘せをしていただくようなかたちを取るのか、若しくはこの条例に示されている使用料としてですね、行っていくのか。そこをまずお伺いしたいと思います。

それから2点目でございますが、この条例の第11条教育委員会は特別の理由があると認めるときは規則で定めるところにより使用料を減額し、または免除することができる、こういうふうになっております。この温水プールそのものの発端はですね、健康増進というのが大きな目的であったらうと、このように思っております。私もこの建設にあたる前からいろいろとご質問もさせていただきましたが、教育の場ですね、この温水プールということも考えていただきたいと。例えば今までですね、小中学校におきましてですね、教育の一環というのはいわゆる夏の時期だけであると。しかし温水プールということになりますと年間通してのそういった子どもたちのスポーツ、そして行事としてですね、取り入れることができると、そこら辺りの計画はどのようにされているのか。特に中学校になりますとクラブ等もあるでしょうし、またこういう施設ができるということになりますと、小中学校併せてですね、そういったクラブ等も活発になってくるであらうと。そういった場合にですね、学校のいわゆる授業が終わった後のクラブ活動としての使用料はどのようになるのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 使用料の関連でございます。当初サッカー公園の建設、若者定住事業の中で4町の事業として100億の計画の中で当初、生涯スポーツ、健康づくりの観点から旧吉田町の中でも西浦の地域についてはある程度位置付けをしたところでございます。ただ、その当時のサンフレッチェ広島との吉田町の中で協定をやらせていただいておりますのも、やはりマザータウンとしてのですね、練習の拠点というかたちの中で25億の事業費の中で辺地債の充当ということでさせていただいております。今回の温水プールにつきましても、辺地債の充当財源ということでですね、対応させていただいておりますけども、サンフレッチェの大体、今いただいておりますのが3千500万、それとユースが人工芝で練習しておりますからプラスの300万ぐらいのですね、夜間の照明使用料が入っておりますと思います。全体的には4千万、5千万弱の管理費を、今サッカー公園である程度使用しておると思うんですが、充当率の高い使用料をですね、ある程度の期間の中でいただいとるんじやなかろうかと思っております。そういうことによってサッカーもようやくにして小学校、また中学校、高等学校ということの状況の中で、全体のレベルがですね、上がってきているのだからと思っております。

それと安芸高田市の中にはプロのスポーツがですね、2つある。湧永のハンドボール、それとサッカーサンフレッチェ広島、そういう状況の中で

現在来年度の予算の歳入財源に向けての我々と教育委員会の中心の中で、今要請をさせていただいております。当然、この温水プールの中にもですね、リラックスルームといいまして治療機器の歩行用のですね、自動的なかたちの中で動ける歩行治療器具等もございます。そういうことも備え付けてございますので、現在サンフレッチェの方に使用料のですね、要望も要請をかけさせてもらっております。当然、新年度の予算の中にはですね、ある程度のそうした管理経費の財源の一つになるようにですね、要求をさせていただきたいと思っております。

現在、湧永のハンドボールは三次のカルチャーセンターのプールに、三次市の方に通っています。湧永の方にも要請をかけさせていただいておりますし、確かにプロの選手がですね、一緒に市民と泳げるということは、非常にいい体系ではなからうかなと思っております。当然、サンフレッチェの選手は月曜から土曜日までを全部吉田の方へ練習に来ておりますから、水治療なり、体力を付けるということについてはですね、いくらかの要請ということもさせていただき、そういうことで、プロの金額については今まで同様、倍という金額を定めさせていただいております。そういう状況の中でできるだけ収入財源にですね、我々も努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

佐藤教育長 議長。

松浦議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。これまでとは違いまして温水プールということでありますから年間を通して活用できるというところがあるわけでございます。先ほどのような場合に免除ができるかというようなことについて、教育委員会で考えとるかということですが、基本的には学校の行事としてそれを活用するということにはですね、免除をしていきたいと、これは考えております。ただ、スポーツ少年団等で活用されるということがあってですね、それを随時ということになっては、どこまで線を引くかということが分かりにくうございますので、基本的には学校の行事として活用する場合には免除をさせていただきたい、このように考えております。ただ、それ以外のことがいろいろあるだろうと思っておりますので、それはその時点ですね、考えさせていただいて、本当に市民にとって利用しやすい、そしてそのことが利用してもらい、お金を取ることが利用する人にとっても有効であるというようなことも考えていきたいと思っております。

もう1つですね、今現在児童、生徒の数を考えてみたときにですね、安芸高田市には水泳クラブというのは、過去には吉田中学校にございましたが、今現在はないわけでございます。新しいクラブとしてやるということになりますと、今市内からですね、千代田の方へスイミングクラブというかたちで通っておる生徒もおるわけでございまして、学校だけでは自由に泳ぐことができないという子どもたちが活用しとるということもあります。そういう方の利用ということもですね、今後考えて行かなくては

ならないと思いますが、それは当然使用料をもらわなくてはいけないと、このように思っております。

市内にはですね、八千代にも、それから美土里町、高宮町にもB & Gという立派なプールがございます。したがって、全て各種大会を吉田のプールでやるということは考えておりませんが、やっぱり夏にやる時には温水プールでもなくてもできるわけですから、そういうところも活用させていただきたいという希望を持っておるわけでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより議案第94号、安芸高田市吉田サッカー公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 発議第16号 北方領土問題の解決促進を求める意見書について

松浦議長 日程第5、発議第16号、北方領土問題の解決促進を求める意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 それでは、北方領土問題の解決促進を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、歴史的にも国際法に照らしても、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されています。

昭和20年当時のソ連邦が不法占拠して以来、五十数年間の長期にわたり希望と落胆が交錯するなか、北方4島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を越え、一日も早くこの問題が解決することを熱望しておられます。これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきましたが、戦後59年を迎えた今、返還実現の目標を目指し全国民がより一層運動の盛り上がりを図り、この問題解決に向けて政府はこれまで以上の強

力な外交交渉により日本国民の長年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日露平和条約を締結し、真の日露友好関係を確立するよう強く要望するものであります。

なにとぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕  
異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕  
討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。  
これより発議第16号、北方領土問題の解決促進を求める意見書について  
の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕  
起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 発議第17号「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する  
意見書について

松浦議長 日程第6、発議第17号、「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する  
意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

渡辺議員 議長。

松浦議長 19番、渡辺義則君。

渡辺議員 はい。提案理由の説明を申し上げます。「食料・農業・農村基本計画」  
見直しに対する意見書について提案理由の説明を行います。

日本の食料、農業政策を大きく左右する「食料・農業・農村基本計画」  
(2000年策定)の見直しを検討しており、来年3月には新たな基本計画  
が策定される予定です。本年8月には中間論点整理が報告され、1つに  
担い手政策のあり方、2に品目横断的政策等の経営安定対策の確立、3に  
農地制度のあり方、4つには農業資源環境保全対策の確立が示されてお  
ります。しかしながら、最大の課題である食料自給率の向上に向けての政策  
については、先送りされたままです。私たちは基本計画の見直しにあつ  
ては、食料・農業・農村基本法に基づき食料自給率の引き上げ、食の安全、  
安定に結びつく政策を展開することが、日本農業の再生、発展につながる

と考えます。

なにとぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより発議第17号、「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する意見書についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 認定第4号 平成15年度吉田町一般会計決算の認定について

日程第8 認定第5号 平成15年度吉田町国民健康保険特別会計決算の  
認定について

日程第9 認定第6号 平成15年度吉田町老人保健特別会計決算の  
認定について

日程第10 認定第7号 平成15年度吉田町下水道事業特別会計決算の  
認定について

日程第11 認定第8号 平成15年度吉田町農業集落排水事業  
特別会計決算の認定について

日程第12 認定第9号 平成15年度吉田町小型合併処理浄化槽整備事業  
特別会計決算の認定について

日程第13 認定第10号 平成15年度吉田町簡易水道事業特別会計  
決算の認定について

日程第14 認定第11号 平成15年度八千代町一般会計決算の認定について

日程第15 認定第12号 平成15年度八千代町国民健康保険特別会計  
決算の認定について

日程第16 認定第13号 平成15年度八千代町老人保健特別会計決算の  
認定について

日程第17 認定第14号 平成15年度八千代町簡易水道事業  
特別会計決算の認定について

日程第18 認定第15号 平成15年度八千代町特定環境保全公共下水道事業

- 特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 6 号 平成 1 5 年度八千代町農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 7 号 平成 1 5 年度八千代町根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 8 号 平成 1 5 年度美土里町一般会計決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 9 号 平成 1 5 年度美土里町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 3 認定第 2 0 号 平成 1 5 年度美土里町老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 4 認定第 2 1 号 平成 1 5 年度美土里町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 2 号 平成 1 5 年度美土里町農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 2 3 号 平成 1 5 年度美土里町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 2 4 号 平成 1 5 年度高宮町一般会計決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 5 号 平成 1 5 年度高宮町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 2 9 認定第 2 6 号 平成 1 5 年度高宮町老人保健医療特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 7 号 平成 1 5 年度高宮町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 8 号 平成 1 5 年度高宮町飲料水供給施設特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 2 認定第 2 9 号 平成 1 5 年度高宮町農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 3 0 号 平成 1 5 年度高宮町川根診療所特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 4 認定第 3 1 号 平成 1 5 年度高宮町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 3 5 認定第 3 2 号 平成 1 5 年度甲田町一般会計決算の認定について
- 日程第 3 6 認定第 3 3 号 平成 1 5 年度甲田町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 7 認定第 3 4 号 平成 1 5 年度甲田町老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 8 認定第 3 5 号 平成 1 5 年度甲田町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第 3 9 認定第 3 6 号 平成 1 5 年度甲田町農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 4 0 認定第 3 7 号 平成 1 5 年度甲田町特定環境保全公共下水道事業

- 特別会計決算の認定について
- 日程第41 認定第38号 平成15年度甲田町特定地域生活排水処理事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第42 認定第39号 平成15年度向原町一般会計決算の認定について
- 日程第43 認定第40号 平成15年度向原町国民健康保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第44 認定第41号 平成15年度向原町老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第45 認定第42号 平成15年度向原町簡易水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第46 認定第43号 平成15年度向原町農業集落排水事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第47 認定第44号 平成15年度向原町公共下水道事業特別会計決算の  
認定について
- 日程第48 認定第45号 平成15年度向原町介護サービス特別会計決算の  
認定について
- 日程第49 認定第46号 平成15年度高田地区消防組合一般会計決算の  
認定について
- 日程第50 認定第47号 平成15年度高田郡衛生施設管理組合一般会計  
決算の認定について
- 日程第51 認定第48号 平成15年度高宮町美土里町火葬場組合一般会計  
決算の認定について
- 日程第52 認定第49号 平成15年度安芸たかた広域連合一般会計決算の  
認定について
- 日程第53 認定第50号 平成15年度安芸たかた広域連合介護保険  
特別会計決算の認定について
- 日程第54 認定第51号 平成15年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第55 認定第52号 平成15年度安芸高田市国民健康保険特別会計  
決算の認定について
- 日程第56 認定第53号 平成15年度安芸高田市老人保健特別会計決算の  
認定について
- 日程第57 認定第54号 平成15年度安芸高田市介護保険特別会計決算の  
認定について
- 日程第58 認定第55号 平成15年度安芸高田市介護サービス特別会計  
決算の認定について
- 日程第59 認定第56号 平成15年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第60 認定第57号 平成15年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第61 認定第58号 平成15年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計決算の認定について



- 日程第 6 2 認定第 5 9 号 平成 1 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 6 3 認定第 6 0 号 平成 1 5 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 6 4 認定第 6 1 号 平成 1 5 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 6 5 認定第 6 2 号 平成 1 5 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について

松 浦 議 長 日程第 7、認定第 4 号、平成 1 5 年度吉田町一般会計決算の認定について  
の件から、日程第 6 5、認定第 6 2 号、平成 1 5 年度安芸高田市八千代  
根野地区土地改良事業特別会計決算の認定についての件まで、5 9 件を一  
括議題といたします。

本 5 9 件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。  
1 0 番、熊高昌三君。

熊 高 委 員 長 はい。それでは、平成 1 5 年度決算審査特別委員会審査報告を行います。  
本委員会は、平成 1 6 年 1 2 月 6 日開催の第 5 回臨時会において設置さ  
れ、付託を受けた認定第 4 号、平成 1 5 年度吉田町一般会計決算から、認  
定第 5 0 号、平成 1 5 年度安芸たかた広域連合介護保険特別会計決算まで  
の 4 7 件及び平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日開催の、第 4 回定例会において付託  
された認定第 5 1 号、平成 1 5 年度安芸高田市一般会計決算から認定第 6  
2 号、安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特別会計決算までの 1 2 件  
を決算審査した結果は次のとおりであり、会議規則第 1 0 1 条の規定によ  
り報告いたします。

まず、1 ページの方、朗読させていただきます。

平成 1 5 年度安芸高田市決算審査概要。平成 1 6 年 1 2 月 6 日開催の第  
5 回臨時会において設置され、付託を受けた認定第 4 号、平成 1 5 年度吉  
田町一般会計決算から認定第 5 0 号、平成 1 5 年度安芸たかた広域連合介  
護保険特別会計決算までの 4 7 件及び平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日開催の、第  
4 回定例会において付託された認定第 5 1 号、平成 1 5 年度安芸高田市一  
般会計決算から認定第 6 2 号、安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特  
別会計決算までの 1 2 件を鋭意審査いたしました。審査の結果、いずれも  
原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査にあたっては、旧 6 町の各会計につき、それぞれ 1 日ずつ充て、一  
部事務組合及び広域連合の各会計に 1 日、さらに、安芸高田市の各会計に  
ついて 1 日、併せて 8 日間を要して慎重に審議いたしました。

まず、財政状況ですが、財政力指数については、高田郡の 1 4 年度決算  
を合計しますと 0 . 2 8 4 でしたが、1 5 年度の決算におきましては 0 .  
2 9 5 となりました。旧町において吉田町 0 . 4 1 0、八千代町 0 . 3 8 0、  
美土里町 0 . 1 5 7、高宮町 0 . 2 2 4、甲田町 0 . 2 8 0、向原町 0 . 2 2  
7 となっております。

公債比率は 1 4 年度の平均値は 1 6 . 7 % でしたが、1 5 年度に起債の

償還等が増えたことで、安芸高田市においては17.8%と、1.1%アップしております。

積立金の現在高は、安芸高田市の15年度決算においては29億5千279万9千円でございます。

普通建設事業費でございますが、高田郡の14年度決算の合計は64億9千887万3千円でしたが、15年度には73億9千62万2千円になり約9億近い普通建設事業が14年度から15年度で行われ、各町とも都市機能の整備等がなされた状況です。

地方債の現在高は、高田郡14年度決算の合計は299億6千373万6千円でしたが、15年度の安芸高田市の現在高においては326億7千456万9千円です。

歳出の性質別状況は、義務的な経費として、平成14年度では84億4千573万4千円ですが、15年度においては93億9千545万3千円となり、約9億5千万円の増額となっています。この内の大部分は、一部事務組合等の人件費等が含まれたための状況となっています。

基金については約29億5千万円の持ち込みでした。

なお、各会計決算額並びに審査を通しての意見、質疑については別紙のとおりとなっております。

本決算審査は、安芸高田市合併後の旧6町11ヵ月分の決算と、合併後の1ヵ月分の決算審査ということで、内容的にも、形式的にも変則的で、しかも最初で最後となる決算審査ということでした。各委員ともそれぞれ旧町の議員として各町の施策を基本的には議決を行ってきた経緯もあり、そのため、他町の行なってきた施策の結果を議論するには難しい感覚があったことも現実にはあります。特に6町のそれぞれの立場を尊重し、合併をスムーズに行なおうとしてきた環境の中での、旧町ごとの最終年度の事業執行であり、駆け込み的に行なったような事業執行も現実にはかなり見受けられますが、反面、当然行なうべき事業を先行して行なったとの、お互い理解すべき点多々ありました。しかし、結果的に合併新市への持ち込み財源を圧迫し、財政的には非常に厳しい現実となっていることも認識させられる決算内容でした。

また、特徴的なものとして、2月末の打ち切り決算で3月の新市に引き継ぐかたちになっていたため、旧6町の決算における未収金や執行残額についての質疑がかなりあり、さらに、非常に意義ある質疑もあったように思われます。それは、旧町ごと、それぞれの施策の中で中山間地域という厳しい環境の中であって、工夫をし、頭を絞り、ユニークな施策や、なるほどと言うような事業も数多くあり、旧町ごとでは知らなかった情報も各委員には理解できた部分もあったように見受けられました。そういった良い部分は、是非新市に引き継いで継続発展すべきものと考えます。

総括的には合併という大きな変化を目前にした中で、「この際、わが町に出来ることはしっかりやっておこう」という姿勢が如実に現れた年度となっております。そのことは、しっかりとした基盤整備が出来たこととして

評価できる反面、新市に厳しい財政状況を先送りした結果にもなったことも認識せざるを得ません。

今後、この事実を踏まえ、これまでそれぞれの町で議決機関の一員として関わってきた議員の立場と、責任を自覚し、新市の運営にどう関わっていくかが、我々新しい議員に問われていると考えます。これまで、市長をはじめ、執行部の役職員、我々議員は、いずれも合併から深く関わってきた者ばかりです。この決算の結果を真正面から責任を持って受け止め、残り少ない平成16年度の予算執行につなげていき、これから編成執行していく平成17年度以降の施策にしっかりと反映していくことこそが、平成15年度決算審査が意義あるものになると確信しております。今後、行政、議会それぞれの立場でしっかりそのことを認識していただくことをお願いし、決算審査特別委員会委員長としてのまとめとさせていただきます。ありがとうございました。

なお、次ページからはそれぞれ記してありますが、付託案件、そして委員会の開催日、会場、出席委員、出席説明員、審査の結果、審査の経緯、経過、各会計決算額一覧表、審査日程、そして委員会記録簿がそれぞれ参考資料として添付しておりますので、ご一読を願いたいと思います。

以上で、平成15年度決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

松浦議長 これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより採決に入ります。

認定第4号、平成15年度吉田町一般会計決算の認定についての件から、認定第62号、平成15年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特別会計決算の認定についての件まで、59件を一括して採決いたします。

本59件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本59件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本59件は原案のとおり認定をされました。

松浦議長 お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、よって本定例会は本日で閉会することに決しました。  
これにて、平成16年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労ございました。

~~~~~

午後2時13分 閉会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員